

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-53291	映像用テープ記録機等部品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-459	—	映像記録再生機器部品及び付属品

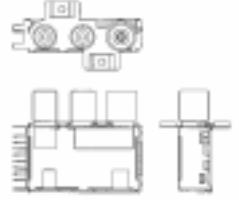
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-5291	ディスク記録機部品
H6-53191	音響用テープ記録機器等部品
H6-549	その他媒体の記録機器等部品及び付属品
H6-591	情報記録機器等部品
H7-2191	音響情報記録再生機器等部品

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品	
ビデオテープレコーダー用テープ駆動機	ビデオテープレコーダー用カセットブライNDER

定義

映像用テープ記録機等を構成するために使用する部材を分類する。特定できないものは除く。カセット式ビデオテープ記録機、オープンリール式ビデオテープ記録機等の部品を分類する。

<p>登録 1005818 号 ビデオテープレコーダー用 テープ駆動機</p> 	<p>登録 1147847 号 ビデオテープレコーダ用 モジュレータ</p> 	<p>登録 1164081 号 ビデオテープレコーダー用 カセットブライNDER</p> 
---	--	--

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

＜H6-5代の各部品・付属品分類と、H6-591、592との関係＞

- ・何れの記録機において使用するのかわ不明、又は、複数の記録機において使用する可能性のあるものは、H6-591又は592に分類する。例えば、音響用か映像用か特定できないものは、H6-591へ。
- ・使用する記録機が特定されているものは、その記録機の部品・付属品に分類する。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		
録画再生アダプター	ビデオテープレコーダー用オートチェンジャー	ビデオテープレコーダー用モジュレータ
ビデオテープレコーダー用機構部シャーシ		